

# 消費者の窓

第39号



## 「消費者ホットライン」

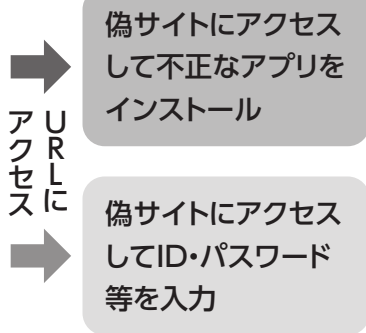
局番なしの ☎188 (土・日・祝)  
イヤヤ! 悪質商法

- ・越前市消費者センター (☎22-3773)
- ・相談日時 / 平日: 午前8時半～午後5時

### 最近の相談事例 ①

## 宅配業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意

ショートメッセージ



自分のスマートフォンからメールが100回以上送信されていて、通信料1万円以上請求された

11万円の買い物をされてしまった

### アドバイス

SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。URLにアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力したりしないようにしましょう。

### 最近の相談事例 ②

## 友達から誘われても断れますか? 「モノなしマルチ商法」に注意

中学時代の友人から「いい話がある。」「海外の不動産に投資をすれば仮想通貨で配当がある。誰かを紹介すれば紹介料がもらえる。」と説明を受けサラ金で借金して代金を手渡した。契約書面や領収書は受け取っておらず、投資の仕組みの説明も全くない。不審に思い解約を伝えると、半額しか返金できないと言われた。



### アドバイス

実態や仕組みがわからない「モノなしマルチ商法」は契約してはいけません。友達から誘われてもきっぱりと断りましょう。

### 最近の相談事例 ③

## ネットでのもうけ話に注意

SNSから、簡単に稼げるというサイトにアクセスした。「1週間に1回5分の作業をするだけで誰でも簡単に稼げる」との説明があり登録し、お金を支払った。マニュアルどおりにやってみたが収入を得ることはできなかった。



### アドバイス

情報商材やアフィリエイトなどネット上にはさまざまなもうけ話があります。「100%元が取れる」「返金保証」「もうかるまでサポートする」などと説明されますが、広告や説明と違って収入が得られないとのトラブルがあります。楽に稼げるうまい話はありません。安易な購入はやめましょう。

## 越前市消費者講演会を開催します

- とき / 2月27日(土) 午後1時半～3時
- ところ / 市民プラザたけふ 4階 多目的ホール  
※武生駅北パーキングを使用する場合は、駐車券を持って会場へお越しください。
- テーマ / 若者を守るための法律知識 ～成年年齢引下げと消費者被害～
- 講師 / 中川 元弁護士 (なかがわ はじめ)
- 共催 / 市消費者グループ連絡協議会



市消費者グループ連絡協議会による  
“くらしの広場” 同時開催